

○東京都公共職業訓練に係る障害者等訓練修了者雇入奨励金支給規則

平成二一年四月一日

規則第八九号

東京都公共職業訓練に係る障害者等訓練修了者雇入奨励金支給規則を公布する。

東京都公共職業訓練に係る障害者等訓練修了者雇入奨励金支給規則

(目的)

第一条 この規則は、東京都公共職業訓練に係る障害者等訓練修了者雇入奨励金(以下「奨励金」という。)の支給の申請及び決定並びに奨励金の支給に関し必要な事項を定めることにより、東京都(以下「都」という。)が行う公共職業訓練を修了した障害者等の雇用を確保し、もってこれらの者の安定雇用の促進を図ることを目的とする。

(平二二規則六・一部改正)

(定義)

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 公共職業訓練 東京都立職業能力開発センター及び東京障害者職業能力開発校が実施する職業訓練
- 二 障害者等 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第二百二十三号)第二条第一号に規定する障害者、公共職業訓練の開始の日現在において四十五歳以上六十五歳未満の者、雇用対策法施行規則(昭和四十一年労働省令第二十三号)第二条第二項第八号に規定する母子家庭の母等及び同項第八号の二に規定する父子家庭の父その他雇用の確保を図る必要がある者として知事が認める者であって雇い入れた日現在において六十五歳未満であるもの
- 三 事業主 雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)第五条第一項に規定する雇用保険の適用事業の事業主

(平二二規則六・平二五規則七八・一部改正)

(奨励金の支給)

第三条 知事は、次条に規定する事業主であって、次の各号のいずれにも該当する者を六箇月以上の期間の定めのある雇用契約(当該契約を更新すること又は更新する場合があることが明示されているものに限る。以下「有期雇用契約」という。)又は期間の定めのない雇用契約により雇入れたものに対し、予算の範囲内において奨励金を支給することができる。

- 一 公共職業訓練を修了した障害者等のうち、訓練修了者に関して知事が別に定める公共職業訓練の受講及び修了に係る要件のいずれかに該当するもの(以下「訓練修了者」

という。)

二 前号の要件に係る公共職業訓練を修了した日の翌日から起算して六箇月以内の者

- 2 前項の規定にかかわらず、知事は、雇入れた訓練修了者に係る奨励金が既に支給された場合(他の事業主に支給された場合を含む。)は、奨励金を支給しない。ただし、当該支給された奨励金が支給された後に訓練修了者が新たに公共職業訓練を受講し修了した場合に係るものについては、この限りでない。

(平二二規則六・平二三規則四九・一部改正)

(支給の対象となる事業主の条件)

第四条 奨励金の支給の対象となる事業主は、次の各号の条件のすべてを満たしている者とする。

一 直近三箇年の事業年度において都税の未納付がないこと。

二 訓練修了者を雇入れる際の当該訓練修了者の労働条件が、法令に違反していないこと。

三 訓練修了者を雇入れた日の前日から起算して前六箇月以内において、当該事業主が雇用する者であって雇用保険法第六十条の二第一項第一号に規定する一般被保険者(以下この条において単に「一般被保険者」という。)に該当するものが事業主の都合による解雇、事業主の勧奨等による任意退職等を原因とする離職をしていないこと。

四 雇入れた訓練修了者の出勤状況及び賃金の支払状況等を明らかにする書類その他の知事が別に定める書類を整備及び保管していること。

五 奨励金の支給の申請の日において、当該申請に係る訓練修了者を六箇月以上の有期雇用契約又は期間の定めのない雇用契約により一般被保険者(当該雇入れた訓練修了者が当該申請の日までに六十五歳に達した場合は、雇用保険法第三十七条の二第一項に規定する高年齢継続被保険者)に該当するものとして、東京都内の事業所(本社を含む。)で雇用していること。

六 同一人の訓練修了者に関して、奨励金(支給に係る奨励金と同一の事由に基づくものに限る。)その他都等が実施する採用に係る補助金及び助成金等のうち知事が別に定めるものの支給を受けていないこと。

七 国又は地方公共団体が出資その他財政支出等を行う法人その他の団体(知事が別に定めるものに限る。)でないこと。

八 事業主(事業主が法人その他の団体である場合にあつては当該団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員)が暴力団関係者(東京都暴力団排除条例(平成二十三年東京都条例第五十四号)第二条第四号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。)でないこと。

(平二二規則六・平二四規則七五・平二五規則七八・一部改正)

(奨励金の額)

第五条 奨励金の額は、訓練修了者一人につき五十万円とする。

(支給の申請)

第六条 事業主は、奨励金の支給の申請を行おうとするときは、訓練修了者を雇入れた日から三箇月以内に、東京都公共職業訓練に係る障害者等訓練修了者雇入奨励金支給申請書兼請求書(別記第一号様式)及び知事が別に定める書類を知事に提出しなければならない。ただし、知事がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の申請は、雇入れた訓練修了者一人ごとに行うものとする。

(支給の決定及び支給)

第七条 知事は、前条第一項の申請があったときは、その内容を審査し、奨励金の支給又は不支給の決定をするものとする。

2 知事は、前項の決定をしたときは、東京都公共職業訓練に係る障害者等訓練修了者雇入奨励金支給決定通知書(別記第二号様式)又は東京都公共職業訓練に係る障害者等訓練修了者雇入奨励金不支給決定通知書(別記第三号様式)により申請した者に通知するものとする。

3 知事は、第一項の支給の決定をしたときは、速やかに当該決定を受けた事業主(以下「実施事業主」という。)に対して奨励金を支給するものとする。

4 知事は、第一項の決定に当たって必要がある場合は、申請の内容に関する現地調査を行い、又は事業主に対して報告を求めることができる。

(支給の決定の取消し)

第八条 知事は、実施事業主が偽りその他不正な手段により奨励金の支給の決定を受けた場合又は実施事業主(実施事業主が法人その他の団体である場合にあつては当該団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員)が暴力団関係者に該当するに至った場合は、当該決定を取り消すものとする。

(平二五規則七八・一部改正)

(奨励金の返還)

第九条 知事は、前条の規定により奨励金の支給の決定を取り消した場合において、既に実施事業主に奨励金が支給されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

(違約加算金及び延滞金)

第十条 知事が第八条の規定により奨励金の支給の決定を取り消した場合において、前条

の規定により奨励金の返還を命じたときは、実施事業主をしてその命令に係る奨励金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該奨励金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき、年十・九五パーセントの割合で計算した違約加算金(百円未満の場合を除く。)を納付させなければならない。

- 2 知事が、実施事業主に対し、奨励金の返還を命じた場合において、実施事業主がこれを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年十・九五パーセントの割合で計算した延滞金(百円未満の場合を除く。)を納付させなければならない。

(違約加算金の計算)

第十一条 前条第一項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、実施事業主の納付した金額が返還を命じた奨励金の額に達するまでは、その納付金額は、当該返還を命じた奨励金の額に充てる。

(延滞金の計算)

第十二条 第十条第二項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた奨励金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付額を控除した額によるものとする。

(委任)

第十三条 この規則に定めるもののほか、奨励金の支給の申請及び決定並びに奨励金の支給に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(失効等)

- 2 この規則は、平成二十九年三月三十一日限り、その効力を失う。

(平二二規則六・平二三規則四九・平二四規則七五・平二五規則七八・平二六規則六五・平二七規則一五・一部改正)

- 3 前項の規定にかかわらず、奨励金の支給並びに支給の決定の取消し及びその返還については、この規則は、なおその効力を有する。

附 則(平成二二年規則第六号)

- 1 この規則は、平成二十二年二月一日から施行する。
- 2 この規則による改正後の東京都公共職業訓練に係る障害者等訓練修了者雇入奨励金支

給規則の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後の訓練修了者(東京都公共職業訓練に係る障害者等訓練修了者雇入奨励金支給規則第三条第一号に規定する訓練修了者をいう。以下同じ。)の雇入れに係る東京都公共職業訓練に係る障害者等訓練修了者雇入奨励金(以下「奨励金」という。)の支給について適用し、施行日前の訓練修了者の雇入れに係る奨励金の支給については、なお従前の例による。

附 則(平成二三年規則第四九号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第三条第一項第二号の改正規定及び次項の規定は、平成二十三年四月一日から施行する。
- 2 この規則による改正後の東京都公共職業訓練に係る障害者等訓練修了者雇入奨励金支給規則第三条第一項第二号の規定は、平成二十三年一月一日前の訓練修了者(東京都公共職業訓練に係る障害者等訓練修了者雇入奨励金支給規則第三条第一項第一号に規定する訓練修了者をいう。)の雇入れに係る東京都公共職業訓練に係る障害者等訓練修了者雇入奨励金の支給については、適用しない。

附 則(平成二四年規則第七五号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二五年規則第七八号)

- 1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、第二条及び附則第二項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都公共職業訓練に係る障害者等訓練修了者雇入奨励金支給規則別記第一号様式及び第二号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則(平成二六年規則第六五号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二七年規則第一五号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二八年規則第一一五号)

この規則は、公布の日から施行する。